

総務委員会会議録

日時 令和5年10月6日(金) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時27分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 桐原 正仁
副委員長 石原 政信
委員 河西 敏郎 山田 一功 渡辺 淳也 望月 大輔
清水喜美男 杉山 肇 飯島 修 久嶋 成美

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

地域ブランド・DX 統括官 齊藤 武彦 知事政策補佐官 渡辺 和彦
知事政策局長 石寺 淳一 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 小林 徹
知事政策局次長(富士山登山鉄道推進監事務取扱) 和泉 正剛
知事政策局次長 細田 尚子 知事政策局技監 深澤 修一
政策企画グループ政策参事 三科 隆人
地域ブランド推進グループ地域ブランド推進監 勝俣 秀文
広聴広報グループ広聴広報監 中村 直樹
国際戦略グループ国際戦略監 羽田 勝也
DX 推進グループ DX 推進監 矢崎 孝
リニア未来創造・推進グループリニア未来創造・推進監 鎌田 秀一
二拠点居住推進グループ二拠点居住推進監 長田 芳樹
県民生活部長 上野 良人
県民生活部次長(男女共同参画・共生社会推進統括官次長兼職) 山岸 ゆり
県民生活総務課長 金子 哲也 パスポート室長 坂本 久美
北富士演習場対策課長 佐藤 納彦 統計調査課長 入倉 由紀子
県民生活安全課長 相原 靖志 私学・科学振興課長 武井 紀人
交通政策課長 渡辺 正尚
男女共同参画・共生社会推進統括官 古澤 善彦
男女共同参画・共生社会推進監 宮下 つかさ 外国人活躍推進監 小宮山 嘉隆

公安委員会委員 堀内 拓三 警察本部長 小柳津 明
警務部長 平山 大典 刑事部長 本田 誠一 生活安全部長 瀬戸 良広
警備部長 相模 稔 交通部長 和田 弘記 首席監察官 平井 親一
警察学校長 手塚 泰司 総務室長 今橋 敦 警務部参事官 進藤 明
刑事部参事官 石部 和久 警備部参事官 岡部 正彦

生活安全部参事官 金丸 芳仁 交通部参事官 齊藤 武彦
警務部次長 一瀬 健 総務室次長 佐藤 隆 会計課長 田村 和哉
交通規制課長 手塚 芳仁 地域課長 渡邊 秀和

総務部長 関口 龍海 総務部次長（人事課長事務取扱）小澤 清孝
総務部次長 安藤 明範
職員厚生課長 望月 明男 財政課長 行村 真生
税務課長 奈良 晶史 資産活用課長 三井 幸治 庁舎管理室長 今井 康善
行政経営管理課長 岩間 勝宏 市町村課長 栗田 研二
情報政策課長 村上 宏之
防災局長 細田 孝 防災局次長 小林 靖
富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 渡辺 一秀
防災危機管理課長 伊藤 公仁 消防保安課長 望月 勝一
会計管理者 百瀬 友輝 出納局次長（会計課長事務取扱） 望月 等
管理課長 中村 弘 工事検査課長 松村 隆美
人事委員会事務局長 前島 斉 人事委員会事務局次長 後藤 恵里子
代表監査委員 小林 厚 監査委員事務局長 内藤 卓也
監査委員事務局次長 鈴木 孝二
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 津田 裕美

議題（付託案件）

- 第 6 4 号 山梨県部等設置条例中改正の件
- 第 6 7 号 令和5年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第 7 6 号 山梨県総合計画策定の件
- 請願第5-7号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて
- 請願第5-8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて
- 請願第5-9号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求めることについて
- 請願第5-11号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることについて

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第5-7号、請願第5-9号、請願第5-11号については採択すべきもの、請願第5-8号については継続審査すべきものと決定した。

会議の概要

まず、委員会の審査順序について、知事政策局・県民生活部・男女共同参画・共生社会推進統括官、警察本部、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時00分から午前11時26分まで知事政策局・県民生活部・男女共同参画・共生社会推進統括官関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午前11時38分から午前11時49分まで警察本部関係の審査を行い、途中休憩をはさみ、最後に、午後1時28分から午後2時27分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局、県民生活部、男女共同参画・共生社会推進統括官

※第 67 号 令和5年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

（富士山登山鉄道構想化検討費について）

渡辺（淳）委員 課別説明書、知の3ページ、富士山登山鉄道構想化検討費について何点かお伺いしたいと思います。

今、説明を聞く中で、さきの6月議会で予算計上したばかりのこの富士山登山鉄道構想化検討費を、今回、なぜ増額補正をするのか、改めて初めに伺いたいと思います。

和泉知事政策局次長 近く立ち上がります事業化検討委員から、技術的課題の調査検討に、車両メーカーや鉄道事業者からのヒアリングを追加するとともに、各課題に対する検討や検証の優先順位を整理し、課題解決に向けたロードマップを策定すべきとの御意見をいただいたところでございます。

また、世界でオーバーツーリズムによる危機遺産勧告がなされる中、オーバーツーリズム解消に向けた地元との議論の素材として、エビデンスに基づいた説明資料を提供する必要があり、調査検討を加速化するためでございます。

渡辺（淳）委員 今回増額する補正の内容について、今、いろいろと説明をしていただきましたが、6月の議会のときにお示しになられた、この構想化検討費の既定予算の6,204万2,000円で、かなり網羅的に検討委員会の開催ですとか、技術課題あるいは官民連携の検討会等の内容を御説明されていたと思うんですけども、その既定予算とどのように異なるかも含めて、今回の補正増額される部分の事業がどのようなものなのか、具体的にお伺いしたいと思います。

和泉知事政策局次長 今回計上いたしますのは、6月補正でお認めいただきました技術的課題の調査検討費553万8,000円に追加するものでございます。6月補正事業におきましては、技術的課題の検討としまして、軌道に関しては、急カーブや急勾配への対応、車両に関しましては、厳冬期を含む登坂性能や制動性能の検証、電力供給に関しまして、架線レスを前提にバッテリー方式の検討をするなどの調査検討を行っているところでございます。

今回お願いいたしますのは、これらの調査検討の精度を上げるため、鉄道事業者や車両メーカーへのヒアリングに要する経費及び課題解決に向けたスケジュール、想定費用などのロードマップの作成などに要する経費であります。

6月補正事業との違いは、調査・検討の精度を上げる点、それからロードマップを作成することで、より具体的な説明議論が可能となる点でございます。

渡辺（淳）委員 6月補正のときに想定していたものに加えて、検討委員の先生方からの御指摘等もあった中で、必要性が新たに生じ、またこういった検討の精度を上げるための補正ということで理解させていただきました。

その上で、この富士山登山鉄道構想については、さまざまな意見や考え方等もある中で、私は、本年度8月に開業した宇都宮のLRTの実験線に、昨年、自民党青年局の視察の中で試乗する機会を得ました。

あちらは街中を走る路面電車ということで、単純比較はできないのかもしれませんが、乗ってみて、快適な列車であったという感想を得ました。

ただ一方で、今、これから技術的な課題を検討されるというお話もありましたが、やはり私の中で、麓から五合目までの新たなアクセスの手段としての鉄道ということで、その技術的課題は本当に多かろうかと思えます。当然、大体1,000メートルぐらい麓から2,000メートル以上のところまで列車を走らせることが果たして可能なのか。

宇都宮のほうは、平たんなところを基本的には走行しているわけですから、単純比較はできませんが、そういったものが可能なのか。あるいは急勾配を曲がることのできるのか。あるいは違った方策があるのか。そして、上りはいいにしても、下りの部分でブレーキシステムは果たして安全か。そして、防災対策の面、あるいは法的に本当に鉄道が可能なのか。そういったことを、この検討費を使って検討されていくのだと考えておりますが、やはり今時点では、本当にこの富士山登山鉄道構想が新たな選択肢たり得るのかということ、しっかりと丁寧に説明していかなければならないと考えております。

いまだ、既存のバスシステムのほうがよいのではないかという声も聞く中で、そういった観点も踏まえて、丁寧な説明がより一層必要になってくるのだと考えておりますが、今後どのように地元を含めた県民に対して説明を行っていくのか、お伺いしたいと思います。

和泉知事政策局次長 これまでにも知事みずから山小屋の皆さんに御説明申し上げたほか、私どもとしましては、地元市町村長の皆様に6月補正事業の説明を行ってきたところでございますが、現時点の構想の内容につきましても、随時御説明していきたいと考えております。

また、この調査検討の後、地元で懸念されている災害時への対応や、架線レスシステムの実効性などにつきまして、調査検討結果に基づいた説明を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

11月から富士吉田市をはじめ全圏域で説明を行っていく予定でございます。

渡辺（淳）委員 ぜひ丁寧な説明を行っていただきたい。また本日、新聞を拝見させていただきますと、富士河口湖町で直接県の方が行って説明会をしていただいたという記事も拝見させていただきました。大きな誤解だとか、あるいは今までの県の進め方に対する御意見とかあろうかと思えます。

そんな中で、この検討結果を待ってからの説明では、地元が置き去りにされているという方もいらっしゃるわけですから、まずは原点に立ち返る必要があるかと思っております。

世界遺産となった富士山を守っていく。その前段階として、富士山から大きな富を得ている地元、そして本県というものが、その環境をしっかり守っていく、保全していく、これは大事なことであろうかと思えます。

その点で、ユネスコ・イコモスから指摘されている大きく3つのポイント、来訪者のコントロール、そして、排ガス規制等の環境、そして、人工構造物が多いという五合目の問題、そういったことの現状と、そして今、多くの観光客の方、登山者の方が来てくださっている反面で、オーバーツーリズムという問題も起きてきている。世界では御説明されているように、ベネツィア等で危機遺産に勧告されているという状況もある中、なぜ、現状の富士山の麓から五合目までのアクセスを見直していかなければならないのか、そういった必要性を丁寧に説明していき、ここは現状を変えていって、保全のためにしっかり後世に富士山を継承していく、この必要性を理解していただいて機運を醸成していく。そこから初めて、そのための手段として、既存のバス交通システムを改善したものがいいのか、それとも、登山鉄道構想がいいのか、そういったこの計画の妥当性を説明していくということが、丁寧な説明になっていくのだろうと私は思っております。

そういった原点からの説明を、なかなかコロナ禍の中で説明の機会が少なかったこともあったと思えます。ここで改めて原点に立ち返って、地元を含めた県民全体への説明をより一層推進していくべきだと私は考えますけれども、最後に御所見をお伺いします。

和泉知事政策局次長 私どもとしても、富士山とともに生きてこられました皆様方の歴史・文化などを最大限尊重する中で、丁寧に説明を行い、コンセンサス形成に努めてまいりたいと考えております。

渡辺（淳）委員 富士山を後世に伝えていくという観点では、私たちと、地元と県とは共通の認識を持っていると信じておりますので、これについてはぜひとも御期待しますので、丁寧な説明を心がけるようお願いしたいと思います。

（富士五湖自然首都圏フォーラム事業費について）

続いて、知の3ページの富士五湖自然首都圏フォーラム事業費1,500万円について

て、何点かお伺いしたいと思います。

この富士五湖自然首都圏フォーラムについては、モビリティ部門で登山鉄道のことにも入っていますので、そこはいろいろな意見があることはともかくとして、それ以外のアートシティの部分やアカデミアの部分ですとか、そういった部分については、多くの地元の方も期待しているところであります。

そんな中で、このフォーラムの現在の取り組み状況について、まずお伺いします。

和泉知事政策局次長 現在、富士五湖自然首都圏フォーラムの取り組みに関し、協定等を締結している団体は9団体、参画を希望している団体は23団体でございます。

現状の取り組みといたしましては、アートシティ富士五湖ワーキングにおきまして、日本最大の美術展開催団体である日展と富士河口湖町とともに、日展の作家の巡回展覧会の開催に向け取り組んでいるところでございます。

また、国際会議場などの誘致により、富士五湖地域を発展させていくアカデミアワーキングにおきましては、7月に全国から集まった学生が日本の未来ビジョンを描く富士五湖サミットを開催いたしました。

なお、グローバルワーキングにおきましては、新たに富士五湖地域に海外の大学等の教育研究機関や国際的な人的交流組織などが集まるグローバルコミュニティを創出すべく、現在必要な調査を行っているところでございます。

渡辺（淳）委員 国内外問わず、多くの観光客が来ているこの富士五湖地域に、さらに意欲的な取り組みをさまざま企画して下さっていることについては、大変頼もしく思っているところであります。ぜひとも、この山梨県という地域を、この点において牽引していく富士五湖地域となっていくって、その効果を全県に波及させられるようしっかり取り組んでいただきたいと思えますけれども、今回この課別説明書を見させていただく上で、マル新富士五湖自然首都圏フォーラムワーキンググループ活動支援事業費補助金として1,500万円増額補正されておりますが、その財源は寄附金とあります。そもそもこの寄附金というのはどのようなものなのか。また、この事業にこの寄附金が充当される理由についてお伺いいたします。

和泉知事政策局次長 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する、いわゆる企業版ふるさと納税でございます。

本事業に充当される理由でございますが、いわゆる企業版ふるさと納税は、寄附を行った企業があらかじめ指定する事業に充当されることとなっております。

本件では、寄附者であるデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社から、富士五湖自然首都圏フォーラムに関する事業にということで寄附の申し出を受けたためでございます。

渡辺（淳）委員 たしか企業版ふるさと納税は、県外の企業の方からお受けするものだと伺っている中で、その県外の企業の方が、こういった県の進めるこのフォーラムに、それを目的として寄附をしていただけるということは、大変関心の深い、そして、ありがたいことだな

令和5年9月定例会総務委員会会議録
と思っております。ぜひとも、いただいた寄附金を使って、しっかり事業をしていただきたいと思うんですけれども、同じく、この課別説明書の補助先に、フォーラム参画団体等と記載をされておりますが、補助先として、具体的にどのようなところを想定されているのか、最後にお伺いいたします。

和泉知事政策局次長 現在、富士五湖地域の高付加価値化を図る先進的な取り組みを行おうとしております公益社団法人日展、これは河口湖美術館を母体に巡回展を予定しております。

それから、21世紀アカデメイヤ、これは全国に18個ある専門学校の1万人の生徒による芸術祭を予定しております。それから、一般財団法人100万人のクラシックライブ、これは音楽に触れる機会が少ない方々を対象としたクラシックコンサートを開催する予定となっております。こういった団体に助成をすることを想定しております。

山田委員 知の3の富士山登山構想に若干関係するのですが、知事の意向を受けて火山防災ということで、実は山梨県出身の赤池誠章参議院議員が大分動いて、国会では赤池新法とされているらしいんですけど、この火山防災の新法と富士山登山鉄道構想との関連についてはどのようにお考えなのか、その1点だけ御質問させていただきます。

和泉知事政策局次長 大変不勉強で申し訳ございません。私は、赤池参議院議員のものを存じ上げておりません。今後、しっかりと勉強してまいりたいと思います。

(富士山登山鉄道構想化検討費について)

清水委員 同じく、富士山登山鉄道について2点確認させていただきます。

前回もそうだったんですけれども、基本的なところが県民に伝わっていない。なぜかという、富士山は絶対保全して後世に伝えていかなければならない、そのために大きなテーマをもらっていると。それは誰もが何とかしなくてはいけないと思っている。これは間違いないテーマですよ。

そのために手段が幾つもあると、県民の人も地元もずっと言っているわけです。水素バスも電気バスなどもあるじゃないですか。だけど、いきなりリアリティが出てきた。そこが、コンセンサスがとられていないところなんです。

私が今日要望したいのは、その手段の比較検討表があるはずなんです。それを出していただきたい。それを県民に説明していただきたい。それを県民に説明して回っていただきたい。それが一番重要なことだと思うんですけれども、見解を伺いたいです。

和泉知事政策局次長 委員御指摘のとおり、まだ構想にある比較表につきまして、県民の皆様十分に御説明できていなかったと考えておりますので、今後、県民の皆様御説明する際には、わかりやすく説明してまいりたいと思っております。

清水委員 知事もいろいろな会見の中で、さまざまな意見があることは承知していて歓迎したいと、どんどん言っていただきたいとおっしゃっています。

先般、私どもの会派との打ち合わせの中でも、LRTありきではないという言葉も聞

令和5年9月定例会総務委員会会議録
きました。ですから、最終的にどういう形になるかわからないけれども、いろいろな意見を集約することが必要だと思うんです。ですから、今まで有識者を含めた検討会議を何回かやって、その中にはきっとそういう手段の検討会ってあって、最終的にベストプラクティスがLRTだって結論になっているはずなんです。

ですから、その過程に発生した手段の評価表みたいなものを県民全体に見せてほしい。そうすれば納得がいて、これだったら早く富士山を何とかしましょうという機運の醸成につながるのではないのでしょうか。

だから、埋まっていないのはそこなんです。一番基本的なところ。もしかしたらLRTの変形LRTになるかもしれないし、水素バスになるかもしれない。それは知事も言っているわけです。どうなるかわからない。だから、その比較表がなぜないのかというのが、とても疑問に思っていますけれども、あるんですよ。そこをちょっとお尋ねしたいんです。

和泉知事政策局次長 比較表はございます。

清水委員 したがって、我々ここにいる委員も誰も見ていないし、県民の人も誰も知らないという事で、早い時期に公表していただきたい。それを持って各市町村を回って説明をしていただきたいと思います。

それともう一点、山梨県がP2Gシステムを世界的なエネルギーとしてやりたいということで売り込んでいますけれども、今回のこの富士山の問題点対策の推進エンジンとして、P2Gシステムが私はとても優良だとずっと思っていたんですけど、検討の途中でその言葉が全然出てこない。なぜ出てこないのか不思議に思っているんですけど、その辺はどのようにお考えなんでしょう。

和泉知事政策局次長 P2Gシステムは、県の企業局が民間企業と共同で開発したグリーン水素を製造する装置と承知しております。水素を利用するモビリティの技術開発状況や、水素が安定的かつ大量に供給可能かなど現時点では課題が多いとのことでございまして、富士山登山鉄道においては電気を動力とするLRTが有利と考えております。

清水委員 今のお話だと、それは今の技術レベルだとそうだと、私もそれは承知しています。だけど登山鉄道とか、今検討しているのは10年後、20年後という話じゃないですか。そのために山梨県で技術革新をやるんだという方向性に持っていかないと、何のためのP2Gですかという話になりますよね。これは絶対にちょっとずれていると思います。

山梨県が世界に売り込むP2Gだったら、山梨県が富士山を保全するP2Gをメインエンジンにするんだということが当然あって、そのために技術が足りないからあと10年かけて技術革新をやると、そのためには予算をこう組むということになれば我々は大いに賛成するんです。

そこをもう一つこれから検討をお願いして、推進していただきたいと思いますが、見解をお願いいたします。

和泉知事政策局次長 委員御指摘のとおり、こういった新しい交通システムにおきましては、最新の技術を取り入れていくべきものと考えますので、今後の検討におきましては、そういった観点からも検討を進めていきたい、そのように考えております。

(富士山登山鉄道構想化検討費について)

久嶋委員

まず、知の3の富士山登山鉄道構想費からいきたいと思います。

私も渡辺委員や清水委員と全く同じ意見です。知事はすばらしい政策力を持っていて、それはすごく認めております。ただ、この富士山登山鉄道構想に関して、参考までに言いますと、名前は言えないんですが、全く知らない方、静岡県の清水市に住む方と言っていました。全く顔も知らない方なんですけれども、私のところにある日突然電話がかかってきて、「富士山が世界遺産に認められたのは、静岡の美保の松原から見た風景も含めた、全体を含めた中で世界遺産に認められたんだよ。山梨県だけの富士山じゃないんだよ。山梨県で何登山鉄道とか言ってるの」みたいなことを言われました。

私はその時には、まだこれは構想段階なので決まったわけでもないし、知事もあくまでも構想段階で県民の皆様のいろいろな意見を聞くと言っています、という一応お答えをしておきました。

相手の方が全く知らないので、それしか言えないんですけれども、そういった中で、おそらく山梨県だけではなく、富士山登山鉄道については、すぐお隣の静岡県にも、もちろん興味を持っている方がいらっしゃるし、日本中が注目をしていると思っています。

そういう中で、知事はせっかく住民の意見を尊重する、地元の意見にきちんと説明責任を果たしてからということをおっしゃっていますので、先ほど、富士河口湖町で説明会を開いたと聞きましたけれども、人間の心理として、まずは行きやすいところからかなというのは自分としても思います。話しやすいところ、反応がいいところ。

でも一番は、あの辺の地域の中では、富士吉田市が一番反対しているんですから、まずは富士吉田市に入って、一番の地元ですので、富士吉田市の方に、市長なり、議会なり、住民の方なりに、県の思いを率直に伝えていくべきではないかと思っています。

これについて一番必要なのは、比較表なんです。先ほど清水委員もおっしゃいました、P2Gシステムはすばらしいシステムだろうと。これもまだまだ課題がたくさんあると言っていました。登山鉄道もまだまだ構想段階で、事業化に踏み切るのには年数もかかります。その間には、P2Gシステムも成長、発展するかもしれない。

先ほど比較表があるとおっしゃいました。その比較表は、ぜひ委員にも、それから説明会に行くときにも、比較表を持って行って全てを明らかにした中で、県としての考えをお示しするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

和泉知事政策局次長 まず、行きやすい富士河口湖町から行った点についてございます。

昨日参りましたのは、富士河口湖町の音楽と森美術館主催の説明会にゲストスピーカーとして招かれ、それで説明に行きました。先ほども申しましたとおり、県としての説明会は11月から行ってまいりますので、当然、富士吉田市には丁寧に説明をしてまいります。

次に、P2Gと比較表の件でございますが、現在公表している登山鉄道構想の14ページに比較表が出ております。ですので、今御用意いたしますので、この委員の皆様には配らせていただきたいと思います。

(富士五湖自然首都圏フォーラム事業費について)

久嶋委員 それから、同じページの首都圏フォーラムについてなんですが、先ほど協定を組んだのが9団体、それから、希望しているのが23団体とおっしゃっていましたが、その団体についても、ぜひ一覧表を見せていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

和泉知事政策局次長 協定を締結した9団体につきましては、協定を締結しましたので、お見せすることはできるんですが、23団体につきましては、今、各企業といろいろな調整を行っているところですので、配付するというのはできかねます。

桐原委員長 執行部に申し上げます。先ほど久嶋委員から比較表の提示と、今、9団体の一覧表の資料請求がありました。その資料作成がまずできますか。また、いつまでに作成できますか。

和泉知事政策局次長 本日の委員会終了までに準備させていただきます。

桐原委員長 承知しました。
各委員に申し上げます。ただいま久嶋委員から要求のありました資料2件につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

桐原委員長 それでは、資料の提出につきまして、準備をお願いいたします。

久嶋委員 ぜひよろしく申し上げます。

(やまなしインキュベーションHUB推進事業について)

次に、知の2、やまなしインキュベーションHUB推進事業についてですが、これは持続可能な社会と「自然首都圏」の実現に向け、市町村や大学、企業、活動団体等との連携・交流を促進するための拠点を整備する事業であるということですが、こういった企業の参画を想定しているのか伺います。

三科政策企画グループ政策参事 どういった企業の参画を想定しているかということですが、基本的には山梨SDGs推進企業、山梨SDGs登録制度で登録されている企業ということになります。

登録の要件は、企業がSDGsに積極的に取り組んでいること、それと取り組みに対して成果指標を設けていくことでありまして、現在454社が登録されています。ただ

令和5年9月定例会総務委員会会議録
し、これにとどまらず、今後県で展開しますキャリアアップ・ユニバーシティにより学んだ企業の共創の場、あるいはスタートアップ企業に支援の場として門戸を広げることによって、さまざまな企業や団体に参画していただき、活用していくことを想定しております。

久嶋委員 では、持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組む企業が中心となり、本事業が展開されていくということですが、その企業に対して何を期待しようとしているのか、お答えください。

三科政策企画グループ政策参事 企業に何を期待しているのかということですが、新たなイノベーションや企業間の交流によりましてシナジー効果の創出に向けて活発に意見交換、あるいは情報交換を行っていただきまして、企業同士が連携した事業、例えば、地場産業に携わる企業は新商品を開発することですとか、あるいは企業同士が連携してBCPや脱炭素の取り組みが始まる、こういったことを期待しております。

こうした取り組みが進むことによりまして、地域にある魅力、あるいは資源が磨かれまして、山梨に人や物が集まり、山梨が豊かな地域になる、そして、持続可能な豊かな共生社会が形成されるということを期待して、進めていきたいと考えております。

久嶋委員 わかりました。本事業は、多くの企業に参画していただくことで、取り組みの相乗効果が生まれ、企業にも大きなメリットが見込めるのだと思います。まずは、企業同士が交流しやすい環境を整えていただき、新たな価値の創造などに向けて、行政と民間が協力して知恵を出し合い、事業を進めていっていただきたいと思います。よろしく願います。

(人口減少危機対策基礎調査費について)

石原副委員長 人口減少危機対策について、知の6ページについて何点かお伺いいたします。

先ほど施策立案の基礎として、本県の出生率の上昇を阻害する経済要因の調査・分析を行うという説明がありましたが、改めて事業の概要についてお伺いいたします。

二拠点居住推進グループ二拠点居住推進監 人口減少危機対策に資する効果的な施策を立案するためには、出生率上昇を阻害する要因等を十分に把握する必要があります。このため今後の施策の展開を図るよう調査経費を計上させていただきました。

調査につきましては、子育て世代の経済的負担の実態などと少子化と密接な関連が予想される内容等について行うこととしております。

石原副委員長 今の答弁の中で、少子化と密接な関連が推測される内容と説明がありましたが、具体的にどのような調査内容を想定しているのか、もう少し詳しくお尋ねします。

長田二拠点居住推進グループ二拠点居住推進監 調査内容につきましては、婚姻・出産と収入や支出などの家計状況に関するデータを収集し、どのような経済的負担が阻害要因となっている

令和5年9月定例会総務委員会会議録
か。また、事業を検討するに当たって、優先して支援対象とすべき要因などを分析してまいりたいと考えております。

石原副委員長 阻害要因が明らかになった場合は、県はどのような対策をするのか、改めてお伺いいたします。

長田二拠点居住推進グループ二拠点居住推進監 阻害要因を排除するために、どのような経済的負担軽減策が有効か検証を行い、その結果を踏まえまして、効果的な政策の企画立案をし、市町村などと連携の上、取り組んでまいりたいと考えております。

石原副委員長 改めて了解しました。人口減少は、経済規模や縮小の生活水準の低下、社会保障への負担、経済・財政への顕在化の影響など、いろいろなところで深刻な影響をもたらすことは十分承知しております。

人口減少の歯どめは、大きな挑戦でもありますが、このような調査による根拠に基づいた政策の立案をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

(移住支援金交付事業費補助金について)

望月(大)委員 最初に、知の7、二拠点居住推進グループで、移住支援金交付事業費補助金についてです。先ほど石原委員の御発言もありましたように、人口減少にかなり深い事業だと思っておりますので、確認をしていきたいんですけども、これは追加増額補正をかなり大幅にされているので好評だったということが容易に想像できますが、当初からどのぐらいの実績があったのか。当初の交付の見込みと、今の実績についてまず、お伺いしたいと思います。

長田二拠点居住推進グループ二拠点居住推進監 当初予算につきましては、移住支援就業マッチングサイトの運営管理費を含めまして9,000万9,000円を計上し、交付件数は98件を見込んでおりました。10月1日現在までの交付実績は101件、8,092万5,000円となっており、当初の想定を上回るペースで申請がございます。このため市町村交付見込み調査を実施いたしまして、1億1,201万6,000円を計上させていただきました。

望月(大)委員 約倍に補正をするということで、今後、かなり進んでいくのかなと思っております。先ほど市町村にもヒアリングをしたということで聞いておりますけれども、傾向的にこの市町村の濃淡というか、交付も昨年度をかなり上回る推移で来ているということをおっしゃっていただきましたけれども、地域的にどこが多いとか、そういった傾向はわかりませんか。

長田二拠点居住推進グループ二拠点居住推進監 申請者の年代といたしましては、20代から40代までの若年層が多く、テレワーク要件での移住者が多くなっております。また、地域といたしましては、中央線沿線の国中地域で申請件数が多い傾向にございます。

望月（大）委員 人口減少危機突破にかなり強い政策施策になると思いますので、ぜひ力強く進めていただきたいと思います。

（犯罪被害者等支援事業費について）

次に、県民の2ページ、犯罪被害者等支援事業費についてお伺いいたします。

これについて本会議で答弁がございましたので、まず、経済的負担ということでの軽減策を図っていくと理解をしておりますけれども、軽減策の内容と狙いについてまずお伺いしたいと思います。

相原県民生活安全課長 まず、県では昨年12月に犯罪被害者支援条例を策定いたしまして、8月31日に支援計画を策定したところであります。その目的としましては、犯罪被害者の負担を軽減するため、犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させていきまして、犯罪被害者に寄り添った支援を行っていくということを目的としております。

望月（大）委員 市町村の職員等への研修会も開催するということではありますが、どのような内容で行っていくのか、目的といったものをお示しいただきたいと思います。

相原県民生活安全課長 まず、犯罪被害者に寄り添った支援を行うためには、住民に最も身近な存在である市町村の理解と協力が欠かせないと考えております。そのため、犯罪被害者等を講師とする講義・演習形式の研修会を開催し、窓口で被害者に接する際の振る舞いや避けるべき言動等を学んでいただきまして、市町村担当者等の対応能力の向上を図ってまいります。

望月（大）委員 対応能力の向上ということで、議案にも書いてありますので、ぜひ県民に理解のつながる、市町村職員も当然そうでありまして、その先の県民・市町村民の方々につながる、そういった研修にしていきたいと思っております。

最後に、経済的負担を軽減していくということではあります、条例も制定されたことでもありますので、経済的負担以外の部分、先ほど来、答弁にもありますように、寄り添った対応ということでやっておられますけれども、それ以外のことも大変重要なことだと思います。そこら辺についてはいかがでしょうか。

相原県民生活安全課長 委員御指摘のように、経済的負担以外の対応についても重要でございますので、県といたしましては、犯罪被害者等の個別支援事案に対しまして、県、県警察、それから、民間の支援団体である被害者支援センターやまなしを構成員といたしました犯罪被害者等サポートチームを設置いたしまして、適切な支援を提供してまいります。

また、このサポートチームでは、支援プランを共有するほか、構成機関が市町村や自助グループといった関係機関のハブとなり、情報提供や連絡調整を行うことで、犯罪被害者等が必要とする支援制度や行政手続等に迅速につないでまいります。

(富士山登山鉄道構想化検討費について)

杉山委員

富士山登山鉄道構想のところ、1点だけ質問させていただきたいと思います。

イコモスの勧告で、オーバーツーリズムを何とかしなくてはいけないということは、おそらく全ての人の共通認識だと思っています。そのオーバーツーリズムを何とかするというので、県は、ほぼほぼ登山鉄道一本で進めようとしているんですけども、だから登山鉄道でなければだめだという根拠の一つとして、知事の答弁の中でもあったと思うんですが、現状のスバルラインが道交法の問題で入山者のコントロールができないというようなことをおっしゃったと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

和泉知事政策局次長 現在のスバルラインは、道路法上の道路でございますので、そういった法律的な観点からも難しさがあると考えております。

杉山委員

そうすると今、夏場にマイカー規制を実施されているんですが、その根拠というのはどこにあるのでしょうか。

和泉知事政策局次長 夏のマイカー規制につきましては、道路交通法第4条に基づきまして行っております。その対象はマイカーということでございます。それはマイカーによって渋滞という交通に起因する障害が生じている、これを理由に規制をしていると公安委員会から伺っております。

杉山委員

勉強不足ですので、その4条の文言がちょっとわからないんですが、例えば今、観光バスなど大型バスが入っていますが、そういったバスによって渋滞が起こるという場合も、その規制ができるということにもなるのでしょうか。

和泉知事政策局次長 実は、今年の夏にコロナも明けるということで、非常に多くの来訪者数が危惧されたところございまして、県警察とも協議をする中で、この道路交通法4条について、大型バスへの適用を検討いたしました。今現在マイカー規制をやっている中で、バスによる渋滞というものはないということで、この規制ができないということでございましたので、スバルラインの営業時間の短縮という方法で今回の夏は乗り切ったところでございます。

杉山委員

その4条というのは、その渋滞が発生した場合に規制ができる、公安との当然話もあるということだと思っておりますが、そうすると現状だと当然、マイカー規制もあり、渋滞がないということで規制は難しいというお話だと思っておりますが、将来、バスのみとなったときに、当然、渋滞が発生するわけです。そういったときには、当然、その4条の範囲内に入ってくると思いますので、県が言うように、その登山鉄道しかないという前提の一つが、ちょっと弱いのかなと思うので、その辺も含めて、しっかりこれから各地域で説明会をされるということですので、当然ながら、自分は登山鉄道がいい、バスがいいとかということとはわからないんですけども、いずれにしても登山鉄道しかないとい

令和5年9月定例会総務委員会会議録
う前提の一つの道交法の規制があるからということ、しっかりその辺を丁寧に、わかりやすく説明するべきだと思います。

それと、これからそういう説明会をするということなんですが、丁寧な説明をされるというお話がありましたけれども、最終的には地元を含めた地域の人たちとしっかり同意を得た上で進める、そういうことが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

和泉知事政策局次長 今後につきましては、積極的なその他の方法の提案につきましても議論の俎上へのせまして、しっかりと議論を行い、丁寧にコンセンサスを形成してまいりたい、そのように考えております。

杉山委員 当然、丁寧に説明をされて、コンセンサスを得て、同意を持って進めるということをご希望したいと思います。

(富士山登山鉄道構想化検討費について)

飯島(修)委員 知の3の富士山登山鉄道構想化検討費についてお伺いしたいと思います。

6月の委員会で、まず事業化ありきは、6,204万2,000円の予算がついたときに困りますよと、こういう意見を申し上げさせていただきましたが、先ほど、清水委員から、未来やまなしと知事が打ち合わせの中で、決してLRTありきではないと、どっちになるかわからないと、こういう発言をしたというのを伺って安心したところがあります。まず、官民の役割分担、これ具体的にお知らせください。

和泉知事政策局次長 富士山登山鉄道を整備するに当たりましては、事業の継続性、管理運営、地域との関係などから県が一定の関与を行うことが求められます。

鉄道事業におきましては、鉄道事業者や麓駅周辺の開発事業者、出資や融資を行う企業、金融機関などの民間企業や、国、県、地元自治体など多くの関係者が参画することが想定されます。

その中で、県は事業運営主体の公正・透明な選定プロセスに関わるとともに、事業化の後も、県費負担部分を事業収益から回収してまいります。また、世界遺産、富士山の保全と適正利用の調和を図る観点から、しっかりとチェック機能を発揮していく必要もあると考えております。こういったことが役割分担になろうかと考えております。

飯島(修)委員 丁寧にそれもやっていただきたいと思います。

それで、今まで、この知の3について、いろいろな委員の皆さんから質問があり、御説明をいただいたときに、ロードマップの作成とか、技術課題の検討とか意見聴取に関して精度を上げると、こういうお答えがあったかと思えますけど、全くそのとおりだと思います。

4日の本会議で一般質問をさせていただきましたけれども、オーバーツーリズムの解消にこの登山鉄道がいいだろうと、こういう意見はもちろんわかりますけど、当然、運行したら安全第一が最優先です。その次がコストパフォーマンスかと思えます。

渡辺委員もおっしゃっていましたが、LRTは都市地域での運用がほとんど。そのた

令和5年9月定例会総務委員会会議録
め、一般質問でも申し上げましたが、急勾配があったり、極寒の富士山、冬の大雪、雪崩、凍結、スラッシュ雪崩、野生動物も出てくる。こういうロケーションで、本当にこのLRTが安全な運行ができるかと本当に心配です。

一般質問で私は申し上げましたが、もちろん机上のいろいろな検討は大事です。私は大学時代、山登りをやっていたんです。今でも登りますけれども、山はとても気象が変わりやすいんです。これは現場でやはり実証実験しないと。しかも、富士山も春、夏、秋、冬、それぞれの顔がありますから。そういうことは、ロードマップの中に入っていますか。

和泉知事政策局次長 スバルラインでの現場での実証実験というのは、国交省鉄道局に対し鉄道が実際に事業化される時に行う申請の中で行うものと承知しております。今回の補正、それから、お願いしている部分につきましては、シミュレーションを行っていく、そのようなことを考えております。

飯島（修）委員 お答えいただきましたけど、事業化の前に実証実験は、違うと思います。富士山の現場でやらなくても、そこにニアイコールの場で、天候も似ているから急勾配は大丈夫ですと、極寒でもへっちゃらですと、大雪、凍結も歓迎だよと。こういうものを一つ一つ潰していかなないと運行なんか認められないと思います。

それには、実証実験が必要だと私は言っているんです。実証実験に代わるシミュレーションで、それが担保できるんですか。

和泉知事政策局次長 現在、国に支援チームをつくっていただく働きかけをしておりますので、また国ともよく協議をして進めていきたいと考えております。

飯島（修）委員 ぜひどうかしっかりやってもらいたい。登山鉄道はつくったけど、危なっかしくて乗れないなんて、こんな漫画みたいになったら困りますからね。

もう一つ、最後に、知事が、繰り返しますが、未来やまなしとの話合いでLRTありきではない、どうなるかわからないという発言をしたと。ということは、LRTは撤退しよう、ということもあり得るということですか。確認です。

和泉知事政策局次長 今後につきましては、さまざまな積極的な提案・議論を俎上にのせまして議論していく中で、最終的にどのような手段になるのか決めていきたいと考えております。

飯島（修）委員 そうだと思います。それで、やはりお金も時間もかかるわけですが、早く結論を出したほうがいいと思います。先ほど私が申し上げたように、春、夏、秋、冬の、この実証実験は必要だと思います。最低1年は。だけど、いたずらに2年、3年引き延ばす、これは費用もかかるし、時間ももったいないと思いますが、どうお考えですか。

和泉知事政策局次長 委員御指摘のとおり、速やかに丁寧に進めていきたいと、そのように考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 76 号 山梨県総合計画策定の件

質疑

山田委員 大変御苦労いただいて、しっかりしたものができたと思っております。

その中で、特にふるさと強靱化、それから開の国づくりというのは、私も非常に共鳴できるところであります。また、自民党の政調会を通じて各団体の要望にもさらに人材不足というようなところが加味されるわけですけど、これは知事の公約の中にもありました、豊かさ共創山梨という部分についても含めて、政策集の内容がどのように取り込まれているのかについて、まず質問をさせていただきます。

三科政策企画グループ政策参事 総合計画には18の政策に連なる179の施策、それと行財政改革に係ります11の取り組みを掲載しております。選挙の際の知事の公約には、細かく分けると500を超える項目がございました。これらを施策あるいは具体的な事業に反映させるように、部局横断的に策定作業を進めてきたところであります。

その結果としまして、新型コロナ借かえ融資の実行あるいは臨時的任用教員の処遇改善など既に実施したものを除きまして、99%のものを反映しているところでございます。

山田委員 我々も、あの短い中でしたから全部はわかりませんでしたけど、そういう報告を聞いてすこし安心しました。

それで、最後の質問ですが、今後、この総合計画をこの4年間推進していくわけですが、効果的に推進していくには、当然、市町村や関係団体の協力も必要でありまして、そこでの山梨県の特に役割、私がちょっと興味のあるところで申し訳ないんですけど、例えば、今後、特別養護老人ホームをたくさんつukれないような状況の中で、今ある地域密着ではないショートステイを特養にする。あるいは有料老人ホームを特定施設にしていくというような部分が、たしかあったように思いますが、例えば市町村の財政負担がそこで生じてしまう。しかし、新たに施設をつくるよりはいいということも含めて、これは、当然、市町村との御意見も聞いていかなければならないわけでありまして、その辺について、どのような役割分担をしていくのでしょうか。

三科政策企画グループ政策参事 ただいまの県の役割について御説明いたします。

まず、基本的に計画の実行に当たりまして、県の役割は2つと考えております。

1つ目は、県民の自由な選択を妨げる要因を取り除くこと。もう一つは、できる限り多くの豊かな選択肢を提供するということになっております。

今、山田委員からの御指摘がありました政策につきましては、生活基盤の保障という政策で記載しておりますけれども、事業を進めていくに当たってのパートナーシップとして、関係者を記載しております。その中で、この施策につきましては、市町村も役割を分担して政策を進めていくことになっておりますので、それぞれの関係者とよく協議をした上で進めていきたいと考えております。

山田委員 　ぜひ、今後の知事の2期目の4年間を占うものでありますので、知事がよく言われている豊かさを実感できる山梨実現のために、しっかり遂行も含めてしていただきたいと思います。

清水委員 　一つ、この場をお借りしてお願いがあるんですけども、私は、県庁マネジメントの実践というところを、ものすごく注目しております、やはり皆さんは県のヘッドクォーターですよ、県民の上にいるということは、県民生活を左右するのは皆さんの一挙手一投足だと思っているわけです。

その県庁がどのように効率を上げて、例えばDXを入れて1,000人のところが800人で仕事をできて、あと200人は社会福祉の仕事ができましたといった事例を皆さんがつくって示すと。

それを見ていて各地の社長さんがDXってすごいね、じゃあ、うちもやろうというようなことになると思うんです。今、中小企業の社長さんにお聞きしても、DXとよく聞くけど、何を言っているのかわからないというのが実態なんです。やはり皆さんがヘッドクォーターとして事例を示すと。

なぜ私がこれを言うかということ、数年前RPAという事業を盛んに皆さんもやられた。結局あれがどうなったかわからない。RPAをやったと思うんです。やったけどもその結果がどういう形になったのかというのは全然わからない。そういうことがあっては困るということで、この県庁マネジメントの実践というのをものすごく期待しているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

三科政策企画グループ政策参事 　県庁のマネジメントにつきましては、行財政改革の取組3に、時代の変化に対応した県庁マネジメントの実践というところに位置づけられておまして、時代のニーズですとかあるいは県民のニーズ、これらを捉えて県庁がまず率先してやっていこうということ、それと常に新しい社会変化が訪れますので、それについて対応していこうということを記載しておりますので、そのようなことを実践してまいりたいと考えております。

清水委員 　実践事例を具体的に県民に公表するという場をいくつも持っていただきたいと思うんです。「こうやるとこういう効果があるから皆さん、さあ行きましょう」というようなことをやって、県民の全体のモチベーションを上げて、県民全体の生活レベルを上げていくと、それが豊かさの共創につながると思うんです。その先頭に立つのはやはり皆

令和5年9月定例会総務委員会会議録
さんだと思うので、その辺をぜひお願いしたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第5－7号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めること
について**

意見

望月（大）委員 本請願については採択すべきと考えます。請願も確認いたしました。私学はそれぞれが本文にありますように、本県の公教育の発展に寄与されています。このような中、我が国の少子化は深刻さを増しており、将来を担う子供たちが健全に育成していくためには、教育の質の向上が一層求められています。本県の私立学校運営費補助金の主な財源は国の財源の補助金でありますので、公教育の果たす私学の重要性と厳しい運営状況を見ますと、国の財政支援はさらに充実が必要であると考えます。したがって、国に対し、一層の財政支援を求める意見書を提出すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（移住者の支援について）

杉山委員 先ほどの移住のところなんですけれども、望月委員のところでお話があったんですが、ここ2年ぐらいですか、転入者が多いというニュースもあったり、また、今回も移住者に対する増額補正ということで、そういった流れがさらに続いていることに喜ばしく思っているところであります。

ただ、そういった移住された方が、ずっとこの山梨県に住んでいただくということが何より一番大事なことだと思っております。

今、高知県かどこかで移住された方が地元の方とトラブルがあったというニュースがあったり、全国で移住された方の一部だとは思いますが、そういうトラブルがあるというニュースが発信されて、なかなかいいイメージにならないというようなこともあり

ます。

山梨県として、移住をせっかくされてきた方が、この山梨県に定住されるように、どのような定住支援をされているのかお聞きしたいと思います。

長田二拠点居住推進監 県では、移住された方が安心して暮らせるよう、不動産、金融機関等の民間事業者や市町村と連携いたしまして、移住者のサポートを行っているほか、市町村と連携し、転入者が地元のコミュニティーへ円滑に取り組むための橋渡しを行う、移住コンシェルジュチームの育成などを行っております。

杉山委員 私の地元でもそういった政策を熱心にやっております、いろいろな団体、グループが移住コンシェルジュといった活動をされて、移住された方の支援をされて、移住されて不安になっている方の心の支えといいますか、大きなサポートになっているんだと思います。人のつながりのサポートというのは、これから本当に必要だと思っているんですけども、県としてそういったいろんな団体、グループ等を含めて、具体的にどのような支援を考えているのかお願いします。

長田二拠点居住推進監 県では移住コンシェルジュチームが行います、地域の住民の皆様と移住者との交流促進等のイベントに対しまして、補助等を行っております。

また、コンシェルジュチームにつきましては、全県で都留市の4団体を含む19市町村34団体が移住者の定住に向けて、現在活動していただいております。

杉山委員 いずれにしても今、地方に移住ということは全国的にやっていて、こういった表現が良くないかもしれないですけども、そういったことも一つ地域間競争ということであれば、そういった支援がしっかりしているということも移住促進の大きな力になると思いますので、そういった支援も政策と合わせて発信を、ぜひしていただきたいと思いません。

飯島委員 石寺知事政策局長にお伺いしたいと思います。

4日の私の一般質問で、再質問を行ったときに、入倉部長が答弁されました。再質問は知事が答弁しないとなっているようですが、本来なら、幾ら再質問といえども、知事が発言したことに対しての再質問なので、いかがなものかと正直思います。不自然ですね。傍聴に来ていた人も、行政に関わった人もいたし、元議会人の人もいましたから、そういう意見が多かったです。あそこは答弁漏れではないかという意見もあって、私もそのように感じます。悪意のある箇所の指摘なので、曲解と質問されたから曲解といったでは答弁として成り立っていないと思います。

そこで、再質問のときに、たしか石寺部長も挙手していました。ただ、議長が入倉部長を指名したので、入倉部長が答弁をしたのですけれども、繰り返しますけど、私は入倉部長の答弁は答弁漏れではないかと思っているのですが、もし仮に石寺局長が議長から指名されたら、何と答弁したのかお答えください。

石寺知事政策局長 あのときの挙手は私の勘違いでございました。

主な質疑等 警察本部

※第 67 号 令和5年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（飲酒運転について）

清水委員 先般、人口10万人当たりの飲酒運転のワーストワンという発表がございまして、大変なことだと思った次第でございます。それで緊急対策を9月4日から20日まで実施されたということですが、具体的に飲酒運転に関する人身事故の発生状況及び全国平均と比べてどのくらい悪いのかというところを、具体的にお話しいただきたいと思えます。

齋藤交通部参事官 令和5年中の県内における飲酒運転が関係する人身事故件数は、9月末現在で27件であり、前年同期比プラス8件となっております。また、当県の人口10万人当たりの飲酒運転が関係する人身事故件数は、8月末現在で3.24件、前年比プラス0.28件であり、全国平均の1.18件の約2.7倍と、7月末と変わらず全国ワースト1位となっております。

清水委員 こうした結果に対しては必ず原因があると思うんですけども、なぜこのワーストワンになるのか、その原因をどのようにお考えでしょうか。

齋藤交通部参事官 本県では、自宅外で飲酒する人にとっては、公共交通機関や運転代行業者の利便性は決してよいとは言えないと言われていますが、重要な点は、それらを理由に自家用車等で飲酒運転をしてもよいと考えるドライバーの意識の問題が大きいものと考えます。

清水委員

山梨県は昔からそういう傾向があると言われてはいるのですが、ここへ来てワーストワンと言われたと、これを払拭するために、新しい切り口で、新しい手段方法で対策を取っていくということが重要だと思うのですけれども。

私は、原因の一つとして、職業別に見たらどうなのかとか、年代別で見たらどうい
人が多いのか、地域別に見たらどうなのかという、そういった要因分析というのがあれば、次の活動につながると思うのです。例えば、この業界の人が非常に多いよとなれば、その業界を主体に活動をやってもらおうと、業界の長にお願いして。そういうことも可能だと思うのです。年代別に分けると、そういうグループに働きかけをします。だからそういう新しいアプローチというのは必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

齋藤交通部参事官 県警察では、飲酒運転の根絶対策として時間や場所を限定しない県下一斉の飲酒検問等による取締りを強化しており、本年9月末現在で234人、前年同期比プラス33人の飲酒運転者を検挙しております。これは人口10万人当たりの飲酒運転検挙件数で、全国第2位となるものであります。

また、県警ホームページ内に開設している飲酒運転情報提供ボックスには、本年9月末現在で47件の飲酒運転に関する情報が寄せられており、現在、鋭意捜査を進めているところであります。

他方、酒類提供店に対しては、飲酒運転の防止を呼びかける啓発ポスター等の掲出、車での来店を確認した場合の運転代行手配の声かけについて、関係団体と連携し協力依頼をしております。

このほか、県警が飲酒運転の取り締まりに力を入れていることや、飲酒運転は懲役刑が規定されている重い罰則であることなどについて、積極的に広報を行い、県民の周知に努めております。

今後は、これらに加え、議員御指摘の違反者の職業、年齢等の分析結果を県警ホームページ等に掲載したり、交通安全関係団体に情報提供を行うなどして、県民の飲酒運転根絶意識の向上に努めてまいります。

清水委員

ぜひ徹底してほしいと思います。いずれにしても事故をいかに身近に感じさせるかということがポイントだと思うんです。ですから、そういうことを具体的に、「あなたのところのこういう職場が多いんだよ」というような事例が出ると、皆さんが身近に感じると思うので、ぜひ要因分析した結果の見える化、それをフィードバックするという活動を、ぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

※第 64 号 山梨県部等設置条例中改正の件

質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 67 号 令和5年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

（企業版ふるさと納税促進対策事業費について）

渡辺（淳）委員 それでは課別説明書総の5ページ、マル新、企業版ふるさと納税促進対策事業費について、何点かお伺いいたします。

先の知事政策局の審査のときに、この企業版ふるさと納税を活用して、富士五湖首都圏構想フォーラム、補助金制度を創設するのに充当されていたわけですが、そういった観点も含めて自主財源の確保というのは、本県にとっては大変重要なことだと考えております。

そこで、その地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄附金について、法人関係税を税額控除するという、この企業版ふるさと納税の活用を進める理由を、まず、お伺いしたいと思います。

三井資産活用課長 企業版ふるさと納税は、寄附額によって返礼品を受け取れる、いわゆる個人版のふるさと納税とは異なる制度になっております。

先ほど委員御指摘のように企業が地方公共団体に寄附を行った場合には、通常の寄附における損金算入に加えまして、税額控除により法人関係税から寄附額の最大9割が軽減される制度になっております。

これに加えまして、地域貢献活動を企業がPRすることで、企業のイメージアップ、また、寄附企業と地方公共団体とのパートナーシップの構築や、寄附事業分野での企業ノウハウの活用ができるなど、企業にとっても、県にとっても相互にメリットがある制度ということができます。

ただし、本県に寄附する企業については、県外に本社があるという制限がございます。今年度は、個人版のふるさと納税に加えまして、企業版ふるさと納税につきましても、庁内関係課でプロジェクトチームを設置して、活用の検討を進めているところでございます。

また、全国的にも企業版ふるさと納税の納付実績は増加の傾向にございますので、本県としても活用を進めまして、積極的に企業からの寄附拡大を図ることで、自主財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

渡辺（淳）委員 単純比較していいものかわかりませんが、いわゆる個人のふるさと納税は、県も含め各市町村全国的に一生懸命取り組んでいて大きな実績を残している一方で、企業版ふるさと納税は、まだまだ周知や認知等進んでいないという印象を受けております。

ましてや本県にある企業からではなく、県外の企業から寄附をわざわざ47都道府県の中で山梨県を選んでいただけるというような形に持っていかなければなりませんので、さまざまな工夫が必要になってくると考えておりますが、そこで、まず企業版ふるさと納税の現状といたしますか、昨年度の実績についてお伺いしたいと思います。

三井資産活用課長 確かに年度ごとに多少バラつきはございます。昨年度は5件で750万円余りの寄附をいただいております。全国順位としましては37位という状況です。参考までにですが、令和3年度は3件で1,500万円余り、こちらも同じく29位と、いずれにしても全国に比べると少し低い水準にあるという状況でございます。

渡辺（淳）委員 昨年5件750万円、一昨年3件1,500万円、この数字が多いのか少ないのかというのは、全国順位に照らすと、やはりやや少ないのかなということだと思います。ゆえに、今回マル新として企業版ふるさと納税促進対策事業費という形で増額補正されているということとは思いますが、改めてこの事業費の具体的な内容をさらに詳しくお伺いしたいと思います。

三井資産活用課長 寄附金額の増加を図るために、企業版ふるさと納税に係る寄附募集のノウハウを持つコンサルティング事業者、県外企業の寄附の働きかけ、企業の仲介、県がみずから企業訪問をする場合のコンサルティングを依頼するものでございます。

これまでも国のポータルサイトの活用ですとか、国が実施しているマッチング会というイベントがございまして、そういったものに参加するなど、また事業等で本県のゆかりのある企業に働きかけを個別に行っていました。これまでに加えて、新たに委託事業者による寄附募集を実施することで、寄附金の増加に努めてまいりたいと思っております。

なお、必要経費は委託事業者の仲介によりまして、本県に寄附があった場合に、寄附額の一定割合を支払う成功報酬型を想定しております。寄附を獲得できなかった場合には、経費は生じないということを考えております。

渡辺（淳）委員 こういったことをやっていく中で、国の制度設計にあるものだけを使っていくと、な

令和5年9月定例会総務委員会会議録
なかなか他県に先んじることが難しいんだろうということだと思います。その点で、そういったノウハウを持っているところに委託してお願いをしていくことは一つの方法だと思います。その点で、成功報酬型、1件取ってきたら幾らというような形でやっていくというのは、現実的なんだろうと思っております。

この企業版ふるさと納税は、県にとっても企業にとっても、ウイン・ウインの関係あるだけではなく、おそらく企業としては、山梨県で何かPRしたいこと、あるいは今後、山梨県での事業展開を考えているということも含めて、本県を選ぶのであろうということですので、その後の例えば工場誘致ですとか、本社機能の移転だとか、あるいは県内における大規模事業の展開とか、そういった展開も本県にとって経済的な効果を望めると思っていますので、ぜひとも積極的に活用して推進していただきたいと考えております。

そこで最後に、改めてコンサルティング会社というものに委託することの理由についてお伺いしたいと思います。

三井資産活用課長 委員御指摘のように、いい制度ではございますが、なかなか企業の方々に周知が図れていないという問題がございます。

また、先に申し上げましたように、対象企業の本社が県外ということで非常に限られるということがありまして、寄附を働きかける際に非常に課題が多いという形になっております。企業に働きかけを行うについても、大きい企業さんになりますと、どこの窓口アプローチするか、そういったところからまず課題がございまして、なかなかスムーズにいかないということもあります。

ですので、企業版ふるさと納税のノウハウを持つとともに、企業版ふるさと納税や地方創生の取り組みに関心のある県外企業とネットワークを有しているコンサルティング事業者に対して働きかけを委託することで、納税額のより一層の向上を図っていきたいと思っております。

(電子自治体整備事業費について)

清水委員

総の6の電子自治体整備事業費について何点かお尋ねします。

今回およそ2,200万円、前に4億8,000万円ぐらい予算計上しており、環境整備という形で進んでいると思うんですけども、新たに、また構築という事業が出てきているんですが、前と今回の兼ね合いがよくわからないので、そこをちょっと説明いただけますか。

村上情報政策課長 以前、6月補正で2億5,000万円要求させていただいたんですが、こちらにつきましては、職員みずからシステムを開発できる環境を整備するものであります。

今回要求するものにつきましては、生成AIの構築ということになっております。

清水委員

生成AIの構築だから新たにシステム構築だと思うんです。これは、当初から入ってしかるべき内容だと思うんですけど、なぜ補正でこういう重要なものが出てくるんですか。

村上情報政策課長 生成A Iは4月頃から急速に話題に上り始めまして、県でも6月から実際にこれが業務にどう利用できるかという検討を、ワーキンググループを開催して進めてきたわけですが、より本格的にさまざまな業務を活用しようということで、この9月議会で補正予算を要求することといたしました。

清水委員 であるならば2, 200万円はとても安いと思うんですけども、大丈夫なんですか。生成A Iの環境整備で。ハードとソフトが必要だと思うんですけど、どうなんですか。

村上情報政策課長 生成A Iは基本的にインターネット上で提供されているサービスを使いますので、そちらの利用に係る経費以外に、今回2, 200万円は今の段階ですと実は検証の目的が強く、最初からお金をかけてできたものが使い物にならないとまったくないため、まず幾つかの業務について検証してみる、そんな事業でございます。

清水委員 実証実験みたいなことをイメージすればいいと思うんですけども、例えばこれが成功して、今後展開すると、仕事の中でどこにどう変化があつて、どういう効果が得られるかというものを、私どもはどう理解したらよろしいですか。

村上情報政策課長 例えば、県庁内の財務会計事務に関する質問に対して人工知能が答えるでありますとか、議会答弁のたたき台をつくるということができないかということを検証するものでございます。

例えば、財務会計事務に関する問合せ業務につきましては、質問への回答をA Iが適切に生成するということができますれば、質問する職員と回答する職員両方の負担軽減につながると考えております。

清水委員 ぜひしっかりやっていただきたいと思っておりますけども、この成果というのは必ずある時期にわかってくると思うんですけど、その成果の見える化というのはどのように考えられますか。

村上情報政策課長 生成A Iの積極的な活用は業務の効率化につながるものでありまして、働き方改革のより効率的な推進を可能にするものであることから、その成果は県の取り組みを通して県民や事業者にも明確に示すことができると考えております。

まずは、県庁がモデルとなり、このような成功事例を積み重ねていきまして、生成A Iの有効性を県民の皆様や県内で事業に携わっている方々にアピールすることにより、地域社会全体に広がっていく、そんな働き方改革の促進につなげてまいりたいと考えております。

清水委員 今、課長おっしゃったA Iの実証実験の対象項目は、これとこれをやると思うんですけどA Iの対象ってものすごく幅広いと思うんです。県内でいろんな業種がいろんな生活をやっていることを考えると実証というのをどんどんやっついていかないとまずいなと思うので、これからこういう計画というのは、次から次へされているのでしょうか。

村上情報政策課長　まずは、この事業で実際にどのように業務が効率化できるか、どのようにAIが活用できるかというのを、まずファーストステップとして見きわめまして、その後については、その他の業務でありますとか、県民サービスの充実等にどう生かせるかというのを継続して検討してまいりたいと思っております。

清水委員　わかりました。先ほども知事政策局のときにお願いしましたが、皆さんが山梨県のヘッドクォーターで、ここでモデルをつくって、それを下に提供するという大きな使命があると思うんです。

ですから、こういう実証実験をどんどんやって、こうやるとこううまくいく、こうやるとこう生産性が上がる、こうやるとこう付加価値が上がるというものをどんどんどんどん下に提供することによって、山梨県の産業界や工業会がレベルアップするということだと思っております。ですから、ぜひそういうことを今後、長期計画の中に入れていただいて、今回はこの実証実験、次はこれだと、だから予算をつけるからよろしくと、こういう話をどんどんやっていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

村上情報政策課長　委員御指摘のとおり、今回の事業をして終わりではなく、その後につながるよう継続して事業を検討するとともに、事業者や県民に広くその効果をアピールしていきたいと考えております。

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第5－8号　ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて

意見

渡辺委員　請願第5の8号について、継続審査とすべきという意見を述べさせていただきます。

現在、ガソリンなどの燃料費の高騰は否めないものの、国のガソリンや経油、灯油など、燃料価格の激変緩和策として、燃料価格激変緩和対策事業補助金等を継続し、国民の負担の低減に努めているところであります。

また、消費税については、過去5%から10%の引上げにより、幼児教育や保育の無償化、高等教育の一部無償化の実現など、社会保障の充実が図られているところでもあります。

インボイス制度についても、取引における正確な消費税額を把握し、適正な課税を行うために導入されるものであり、国において相談窓口を設けるなど、制度導入に向けた措置が講じられております。

こうした状況を踏まえ、引き続き、国の動向を注視しながら慎重に判断する必要があると考えます。したがって、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第5－9号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求めることについて

意見

清水委員 請願第5の9号について、採択の立場から意見を申し上げます。

本県では、社会保障関係費の増加や施設の老朽化対策のための財源として、基金を取り崩すなど厳しい財政運営を強いられているものと承知しております。

しかしながら、このような困難な状況にあっても、人口減少危機対策等の重要課題に対してスピード感を持って取り組む必要があり、安定した財政運営ができるよう、地方の財源確保、充実が強く求められているところでございます。

増大する行政需要に的確に対応して、実効性のある施策事業を推進していくためには、地域の実情に即した制度の創設や財源措置など、国の理解と支援が不可欠であります。

したがって、国に対し、一層の地方財政の充実・強化を求める意見書を提出すべきものと考え、請願第5の9号は採択とする意見といたします。

討論 なし

採決 採決の結果、採択すべきものと決定した。

※請願第5－11号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることについて

意見

石原副委員長 請願第5の11号、再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることについて、採択の立場から意見を申し上げます。

本請願については採択とすべきと考えます。冤罪、すなわちやってもない犯罪で有罪とされる行為は、犯人とされた方などの人生を狂わせ、無罪を晴らすためには長い月日がかかります。

現行の制度では、再審請求手続に関する規定がほとんどなく、事件を担当する裁判官

令和5年9月定例会総務委員会会議録
によっては、審理にばらつきが生じ、決して公平公正とは言えない状況となっております。また、一旦、裁判所が冤罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官の不服申立てにより、犯人とされた方の速やかな救済が妨げられております。

したがって、国に対し、速やかな再審法の改正を求める意見書を提出すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(山中湖畔県有地訴訟について)

渡辺(淳)委員 それでは、令和5年(ネ)第171号、債務不存在等確認、損害賠償等反訴請求控訴事件判決が確定したことに伴う今後の対応について、何点かお伺いいたします。

いわゆる山中湖畔県有地訴訟でありますけれども、その訴訟の本質的なことについては総務部ではなく林政部の所管だと思いますので、それについては質疑することはありませんけれども、それ以外におそらく総務部に関係するであろうということについて、何点か改めて伺おうと思っています。

本定例会の開会日における知事の提案理由の説明の中で、控訴審判決や当該賃貸借契約を踏まえ、新たに不動産鑑定を実施し、これに基づき賃料改定に向けた交渉を進めると示されました。その上で、この交渉に向けて訴訟代理人であった弁護士に加え、不動産鑑定士の資格を併せ持つ弁護士を新たに代理人として選定したとお聞きいたしました。

訴訟は終結しておりますので、この代理人がおそらく訴訟代理人を示すものではなく、訴訟人契約ではないのでしょうかけれども、そもそも行政経営管理課として、この代理人とはどのようなものかについて把握しておりますか。

岩間行政経営管理課長 代理人は、不動産鑑定士の資格も有する弁護士ではございますが、あくまでも賃料の交渉を役割とするものでございまして、訴訟代理人ではございません。

渡辺(淳)委員 それでは、この代理人に関することは、総務部所管ではなく、林政部の所管ということで、要は賃料の交渉をするに当たって、このダブルライセンスを持つ方を選任したという、そういった所管の理解でよろしいでしょうか。

岩間行政経営管理課長 委員御指摘のとおり、本件につきましては、林政部の所管となります。

渡辺(淳)委員 それでは次に、控訴審判決が確定したことによって、いわゆる賃借人の訴訟費用も県

令和5年9月定例会総務委員会会議録
が負担するということが判決の中でなりました。これが確定したことによって県が負担
していくわけですが、私が確認する限り、そういった予算が本定例会の補正予算
には計上されていないと思っております。

そこで、現在この件についてどのような状況になっていて、今後どのようになるのか
について、伺います。

岩間行政経営管理課長 訴訟費用の請求に係る流れを踏まえながら御説明いたします。訴訟費用の請求
に係る通常の流れでございますが、まず、勝訴した側が裁判所に対し、訴訟費用額確定
処分の申し立てというものをを行います。

次に、裁判所は内容を精査の上、敗訴した側へ催告書を送付し、その金額に係る計算
書の内容について意見を求めます。敗訴した側の意見も検討した上で裁判所が確定処分
を行うということになり、こうした一連の手続を経て請求が行われる運びとなります。

現時点では、借入者が裁判所に対し、訴訟費用額確定処分の申し立てを行ったか否か
について承知しておりません。申し立てがなされたことが判明すれば、その内容に応じ
て適宜適切に対応し、最終的に請求が行われた場合には、その段階で予算措置等を行い、
遅滞なく執行いたします。

渡辺（淳）委員 こういった事件の流れは何となくわかりました。おそらく借入者から裁判所に対して
行われるでしょう。そして、それで本県に対して意見を求めてくるということの中で、
最終的には請求がおそらくあると思いますので、先ほど御答弁されたように予算計上
されるということですが、その場合に、どのような項目で予算計上を行うことになるの
でしょうか。訟務費でしょうか。それについて最後にお伺いします。

岩間行政経営管理課長 基本的には、委員御指摘のとおり、訟務費を増額補正して対応する予定でござ
います。ただし、借入者からの請求時期や支払期限によっては議会に諮るいとまがない
ケースがあり得ると存じます。その場合には、議会にお知らせをした上で、予備費の充
用等により対応したいと考えております。

（情報の危機管理体制について）

望月（大）委員 県の取り扱う情報の危機管理体制について、情報政策課という課があると思うのです
が、昨今、個人情報情報の誤送付とか、あるいは県が直接的ではなくて委託している業者さ
んのメール誤送信などが、散見をされます。これも各所管で指導などをされていると思
うのですが、県として先ほどの議案にもありましたように、生成AIで情報漏え
い等の危険性もなるとも懸念している中で、そういったものも構築していくと言わ
れておりましたので、情報政策として、今度新しく課もできますので、そういった部分
で、これまでの事態も含めて、今後どのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

村上情報政策課長 県では、さまざまなセキュリティ対策を実施しているのですが、その中でもやは
り職員が誤って情報漏えい等を起こしてしまうということがありますので、情報セキュ

令和5年9月定例会総務委員会会議録
リティーに関しまして研修を行いながら、再発防止等の対応をしております。

引き続き、研修等でこういった事案も具体的に示しながら、再発防止に向けて注意喚起を行っていきたいと考えております。

望月（大）委員 先日、県のドメインが、第三者が購入されたオークションサイトに出品されたという
ことですが、これを、特に未然に防止できる対策はなかったのでしょうか。

村上情報政策課長 先日報道されましたドメイン名につきましては、廃止されて1か月経過すると、誰
でも登録して利用できるというインターネット上のルールに基づいて第三者が購入した
ものでありまして、売買されたこと自体に問題があるわけではありません。この事実につ
きましては、総務省で地方自治体の情報セキュリティを所管する部署から連絡があり、
初めて知ったという状況でございます。

望月（大）委員 悪用をされているわけでは今のところないので、今の見解ということでお伺いしまし
た。先ほども申し上げましたように、生成AIも導入、試験的に行うということであり
ますので、さまざまな県の情報あるいは県が使っていたそういったインターネット上の
もの、期間がたてばそれは全ての方に開かれるということではあるのですが、ぜひ
かなり綿密にこれから情報の危機管理というものも含めて行動していかなければいけ
ないなと思っております。

また、長期的に見ても、何年後にそれを悪用されているということも出てくると思
いますので、ぜひその辺も御留意いただいて情報管理を進めていただければと思います。

（県有地の賃料の交渉に係る弁護士について）

飯島（修）委員 何点かお伺いしたいと思います。県有地の賃料の交渉ということで、不動産鑑定士の
資格を持つ弁護士、これはもう決まったことだと思うんですが、これは確認ですが、
この費用に関しては当初予算に計上されているということでしょうか。

岩間行政経営管理課長 今回の代理人の経費ということでございます。先ほど渡辺委員の質問に対して
もお答えしたところでございますけれども、まず所管外であるということ承知の上で
お答えしたいと思います。

まず、この経費につきましては、9月12日の議員への事前説明でも申し上げたところ
でございますけれども、交渉準備に速やかに着手する必要があるため、既定経費での
対応となっております。

飯島（修）委員 この不動産鑑定士と弁護士、両方資格を持っている方というのは、その費用は何とな
く素人考えでも高額ではないかと思うんです。それは一定のスケールがあるかと思うん
ですけれども、不動産鑑定士と弁護士の費用というスタンダードのものからはかって、支
払いするということですか。

岩間行政経営管理課長 御質問は財源のお話かと承知しておりますけれども、これについても9月12

令和5年9月定例会総務委員会会議録
日の議員への事前説明でも申し上げたところでございますが、平成29年に始まった住民訴訟、こちらのほうが本年5月25日に終結したため、通年で確保していた訟務管理費の執行残を活用して林政部で執行ということになります。

飯島（修）委員 当然、不動産鑑定士は必要だし、交渉相手の中で弁護士も必要なんですけど、この2つの資格を持った1人の方、もう一方は不動産鑑定士が1人いて、弁護士が1人いると、こういう2つのスタイルを見たときに、2つの資格を持った人に今回仕事をしてもらうということは、どういうメリットがあるんですか。あとはコストの面とか。

桐原委員長 飯島委員に申し上げます。ただいまの発言は、本委員会での審査外の事項であると、先ほど課長もそのように申し上げましたので、所管内での発言でお願いいたします。

（山梨県議会事務局内のパワハラ報道について）

飯島（修）委員 では、次に行きます。新聞記事を何通か持っているんです。8月11日付の山日新聞です。山梨県議会事務局議事調査課の職員が上司からパワーハラスメントの被害に遭ったとして、県に通報したと。こういう記事が8月11日付でありました。8月22日付でも詳細に、その内容は議事調査課の職員に上司が追加の食費を云々と。同じ案件だと思うんです。

3枚目の8月24日は、共産党の2人の県議がパワハラの被害に遭ったという県の内部通報をしたことを問題にして、水岸議長に宛に特別委員会の設置などの要請書を出したと。3つの新聞記事を私は持っているんですけど、今日も仲間の議員と少しこのことで意見交換をしたら、ほとんど細かい内容は存じていないと。私たち県会議員は議会事務局にお世話になっているんです。本当に感謝しきれないぐらい。その議会事務局でこういうことが起きていたということについて何にも知らされていないという、こういうことはいかななものかと思うわけです。

まずは、私の今申し上げた3つの記事についての事実関係を教えていただきたいと思っています。

小澤総務部次長 公益通報に関する事案でございますので、総務部人事課からお答えをさせていただきます。

委員から御指摘がありました、それぞれの新聞報道でございますけども、その新聞報道に関しましては、7月13日付で、公益通報窓口である総務部人事課に公益通報がなされ、その後、調査の必要性等から議会事務局総務課に連絡を取り、調査を現在しているところでございます。

なお、公益通報制度の取り扱い要綱上、秘密保持の徹底をするという観点から、途中経過も含めて、調査内容につきましては、お答えは控えさせていただくということでございます。

飯島（修）委員 御答弁だと、まだ調査中ということだと思うのですが、しかしながら新聞には、担当者の希望によって職員が求める安全を確保するため、本人の希望と経験も考慮して、

令和5年9月定例会総務委員会会議録
ほかの部署に異動させているという、こういう事実も全く私たち県会議員は知らない。
これってちょっとストンとこないんです。働き方改革とか、そういうことも鋭意やっ
ている中であってはいけないことだと思うんですけども、起きたことは事実なので、で
あるならば速やかに最良の方法を取るべきだと思います。

3月には防災航空隊で去年の9月から11月にかけて暴力事件があつてパワハラが
あつたと、こういうことも今年話題になっている中で、また違う部署ではあつても、こ
ういうことがあつたことはとても残念に思います。しかも、その情報が全然明らかにな
っていない。このことはやはり県庁を挙げて、どこの所管とか、どこの職場であつたか
らとかではなくて、もっと真摯に受け止めていただきたいと思いますけど、このこと
についてどうお考えかお伺いします。

小澤総務部次長 先ほど申しましたのは、公益通報制度につきましては通報者の安全等を確保するとい
うのは大原則でございます。また、先ほど申しましたけれども、秘密の保持といったも
のもございまして、職員の安全、また職員の秘密を守る観点から、これまでお話でき
ていないという状況でございますので、ぜひ、その辺を御理解いただければと考えてい
るところでございます。

飯島（修）委員 個人情報やプライバシーを尊重するという事は、もちろん私もそのとおりでと思
いますけども、何となくやはり放置されていると感じます。あと、こういうことは議員に
知らせないと、私みたいに質問の機会もなくなってしまいますし、再発防止策はどうす
るんだという、こういう意見交換の場がなくなるというのは、職場環境と考えたときは、
とてもよくないと思います。

では、今調査中というお答えがあつたかと思えますけど、再発防止策、その前にパワ
ハラがあつたということは事実ですよ、これ。

津田議会事務局次長 先ほど人事課から説明がありましたが、現在、議会事務局総務課が人事課の協力
も得て、関係者への聞き取り調査などを行っているところでございます。まだそこで事
実関係がはっきりしておりませんので、パワハラがあつたかないかということも含めて
慎重に聞き取り調査を進めております。

もしこれがあつたということになれば、当然、再発防止策というものも考えてまいり
ますし、なかったとしてもパワハラのない職場環境づくりということは、今でも取り組
んでいるところで、一層強化していかなければならないと考えております。

飯島（修）委員 結論としては、パワハラかどうかまだわからないということですね。しかしながら、
本人の希望で人事異動をしてもらつたということではありますが、今後もあつてはなら
ないことだと皆さんも思っていると思いますけれども、スピーディーないろいろな取り組
みをしていただきたいと思います要望して終わります。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長
に委任された。

- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・本委員会が8月29日（火）～31日（木）に実施した県外調査については、議長あて報告書を提出した旨が報告された。
- ・県内調査を11月9日に実施することとし、詳細については後日通知することとした。

以 上

総務委員長 桐原 正仁